



第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

(1) 計画策定の背景

高齢者を社会全体で支える仕組みとして平成12年(2000年)にスタートした介護保険制度は、その創設から20年が経過し、サービス利用者は制度創設時の3倍を超え550万人に達しており、介護サービスの提供事業所数も着実に増加し、介護が必要な高齢者の生活の支えとして定着・発展してきています。

平成26年(2014年)には、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律等の整備等に関する法律(平成26年法律第83号)により、効率的かつ質の高い医療提供体制を構築するための医療制度改革と一体的に、地域包括ケアシステムの構築及び介護保険制度の持続可能性の確保のため、地域支援事業の充実、低所得者の保険料軽減の強化、予防給付のうち訪問介護及び通所介護の地域支援事業への移行、介護老人福祉施設への新規入所者を原則要介護3以上の高齢者に限定すること及び所得・資産のある人の利用者負担の見直し等を一体的に行う介護保険制度の改革が行われました。

また、平成29年(2017年)には、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律(平成29年法律第52号)により、地域包括ケアシステムの深化・推進及び介護保険制度の持続可能性の確保のため、保険者機能の強化等による自立支援・重度化防止に向けた取組の推進、現役世代並みの所得のある利用者の負担割合の見直し及び介護納付金における総報酬割の導入等の措置を講ずることなどの介護保険制度の見直しが行われました。

(2) 計画策定の趣旨

令和7年(2025年)が近づく中で、更にその先を展望すると、昭和46年(1971年)から昭和49年(1974年)生まれの、いわゆる「団塊ジュニア世代」が65歳以上となる令和22年(2040年)に向け、総人口・現役世代人口が減少する中で、高齢人口がピークを迎えるとともに、介護ニーズの高い85歳以上人口が急速に増加することが見込まれます。一方、ピークを過ぎ減少に転じる保険者もあるため、各地域の状況に応じた介護サービス基盤の整備が重要です。また、世帯主が高齢者の単独世帯や夫婦のみの世帯の増加、認知症の人の増加も見込まれるなど、介護サービス需要が更に増加・多様化することが想定される一方、現役世代の減少が顕著



となり、地域の高齢者介護を支える人的基盤の確保が重要です。

こうした状況を踏まえ、令和7年（2025年）及び令和22年（2040年）を見据えながら、高齢者の健康の確保と福祉の増進、地域の実情に応じた介護給付等対象サービスを提供する体制の確保及び地域支援事業の実施を計画的に行うため、志布志市高齢者保健福祉計画及び第8期介護保険事業計画を策定します。

2 計画の性格と法的位置づけ

本計画は、高齢者に関する施策を総合的に推進していくために、本市における「高齢者福祉計画」と「介護保険事業計画」を、介護保険法第117条第6項の規定により一体のものとして策定するものです。

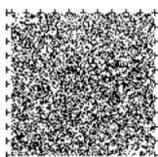
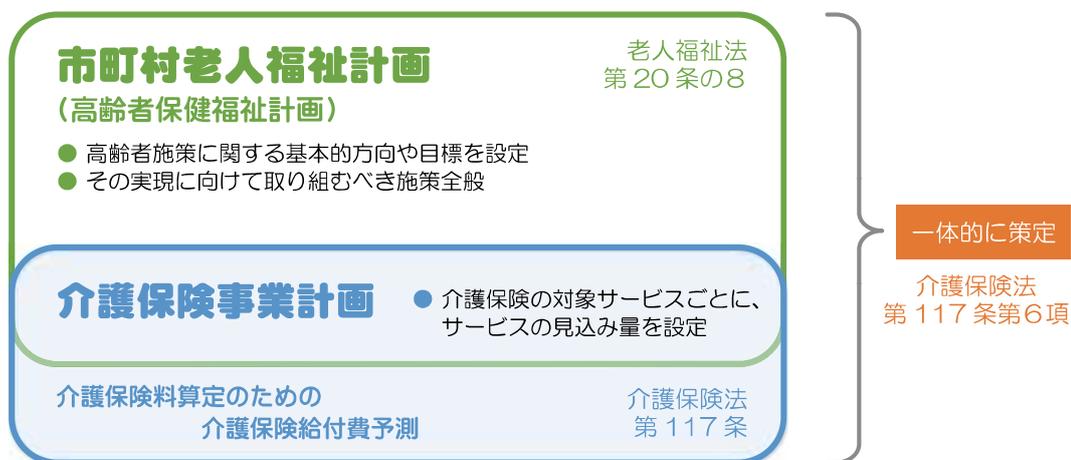
（1）高齢者保健福祉計画とは

高齢者福祉計画は、老人福祉法第20条の8に規定された「市町村老人福祉計画」に位置付けられる計画であり、高齢者施策に関する基本的方向や目標を設定し、その実現に向けて取り組むべき施策全般を定めるものです。

（2）介護保険事業計画とは

介護保険事業計画は、介護保険法第117条に規定され、3年を1期としての策定が義務づけられているものです。介護保険の対象サービスの種類やサービスの見込み量を定め、介護保険事業費の見込み等について明らかにするとともに、保険給付の円滑な実施を確保するために策定します。

図表：高齢者保健福祉計画と介護保険事業計画の一体的策定

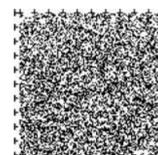
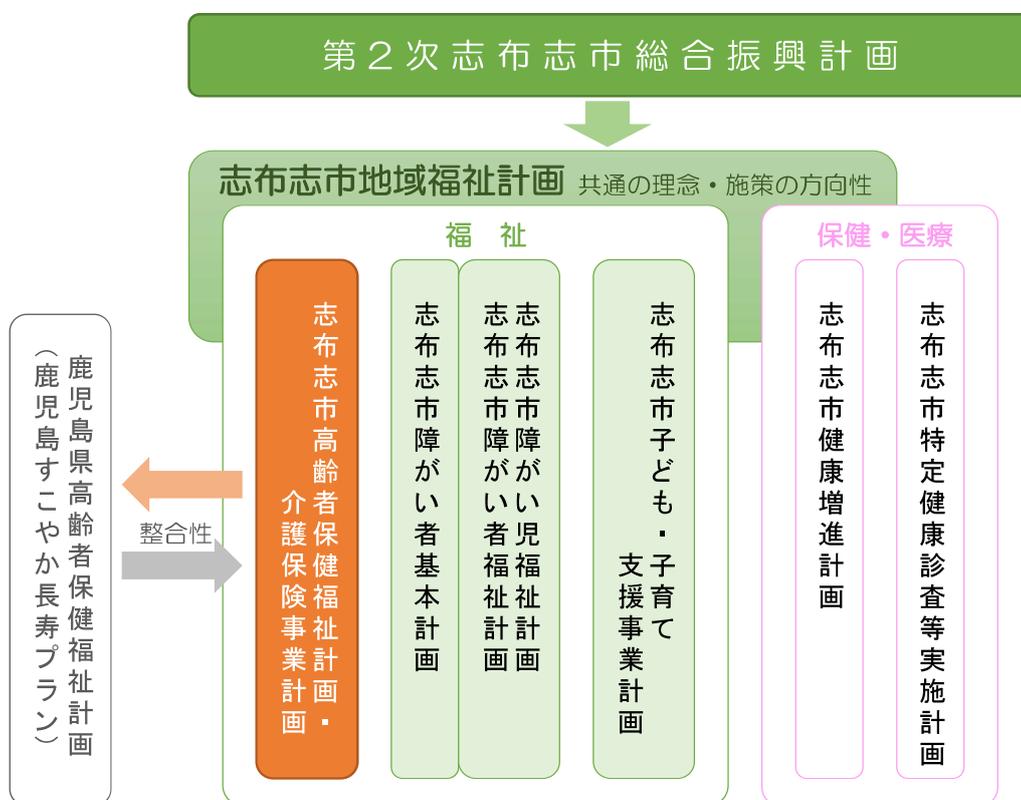


(3) 他の計画との関係

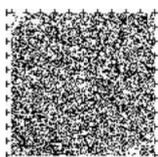
本計画は、本市の最上位計画である「第2次志布志市総合振興計画」で掲げる基本理念や将来像、目標を基本とし、上位計画である「第2期志布志市地域福祉計画」とも理念や方向性について整合を図りつつ、介護保険事業を含む高齢者福祉分野について、より具体的な取組の方向性を定める行政計画です。

計画策定に当たっては、児童・障がい者福祉等の福祉関連計画、医療・保健に関連する計画及び国の策定指針、鹿児島県が進める高齢者保健福祉計画等と整合性を図りながら定めています。

図表:他の計画との関係



(4) 介護保険制度の改正の経緯



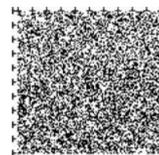
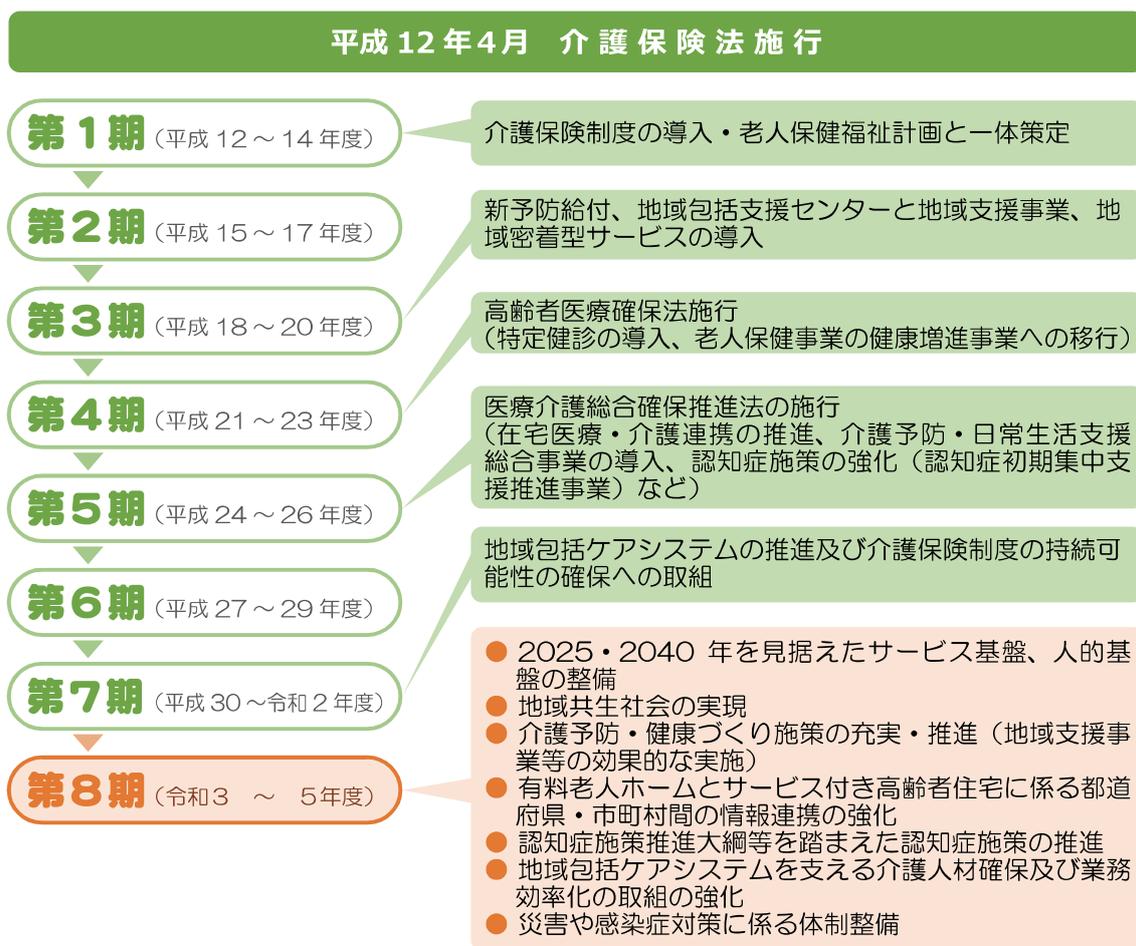
(5) 国の動向

平成12年度に介護保険制度がスタートしてから、20年が経過しました。その間、高齢者人口や要介護高齢者、介護保険サービスの利用、高齢者の生活等にかかわる各種動向に応じて高齢者福祉施策・介護保険制度は見直しが繰り返されてきました。

平成30年度からスタートした第7期介護保険事業計画は「地域包括ケアの推進」を更に深め「地域共生社会」の実現へ向けた体制整備のための移行期間としており、介護保険制度の持続可能性の確保に向けた取組を進めることとなっていました。

令和3年度からスタートする第8期介護保険事業計画では、以下の7点について取り組むこととされています。

図表：高齢者施策・介護保険事業をめぐる法制度等の変遷



今後は、地域包括ケアシステムの推進、介護保険制度の持続可能性の確保のみならず、介護予防の取組の重要性が高まることが予想され、健康増進施策との連動を更に深めていく必要があります。

また、認知症高齢者は今後も増加すると見込まれており、令和7年（2025年）には全国で730万人、高齢者のうち5人に1人が認知症を発症するという推計もあります。認知症を防ぐ施策に加えて、認知症になっても安心して暮らしていくことのできる地域づくりも合わせて進めていかななくてはなりません。

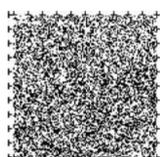
超高齢社会においては、高齢者は福祉やサービスの受け手であると同時に、担い手としての役割も期待されています。高齢者が持つ知識・経験を活かした就労の場、地域貢献の場を提供していかなくてはなりません。就労やボランティアのみならず、スポーツ、文化活動等の高齢者の生きがい創出・社会参加を促進することで、高齢者の孤立を防ぐことにもつながります。

今後も高齢化が進行することが見込まれていることから、高齢者の価値観や考え方、ライフスタイルの多様化等、様々な変化に対応した高齢者施策の構築・提供が必要です。

図表：地域包括ケアシステムの構成要素



[出典] 地域包括ケア研究会報告「地域包括ケアシステムと地域マネジメント」(平成28年3月)

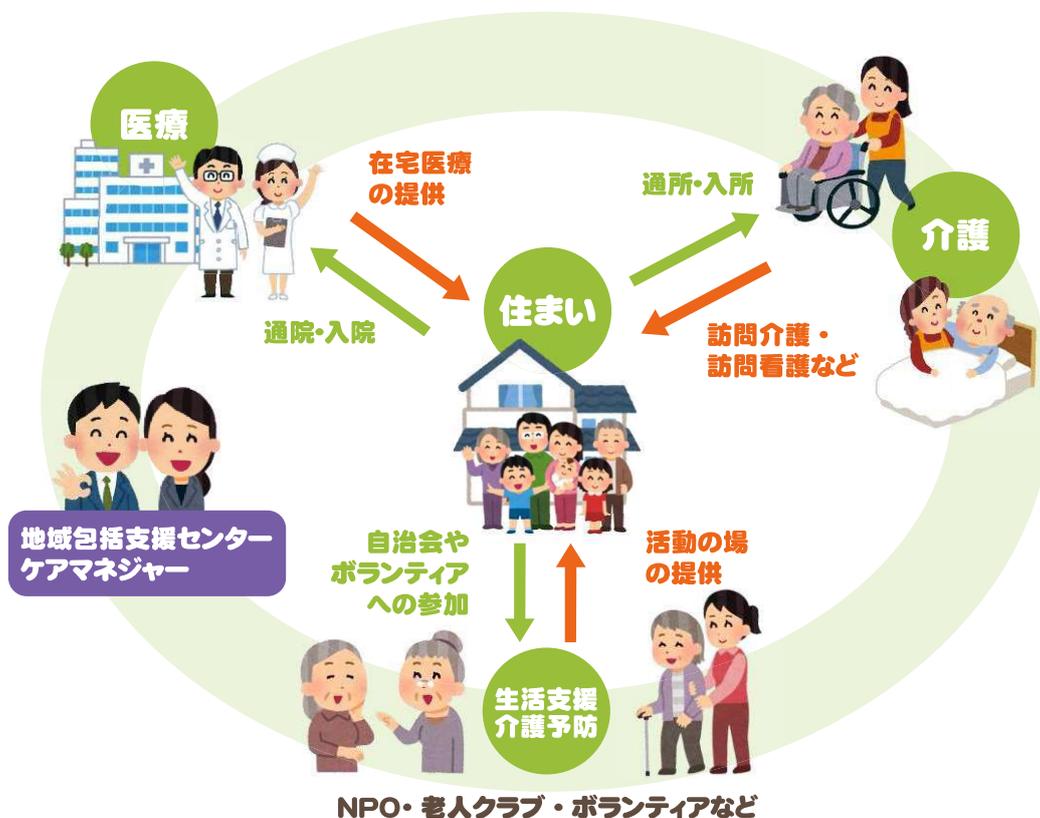


(6) 第7期計画を踏まえ、第8期計画に向けて

第7期計画では、各地域において前計画を踏まえての『地域包括ケアシステム』の推進と「地域共生社会」の実現に向けた体制整備のための期間とし、それとともに介護保険制度の持続可能性の確保に取り組むものとされました。

『地域包括ケアシステム』は、限りある社会資源を効率的・効果的に活用しながら、医療、介護、介護予防、住まい、生活支援を包括的に確保するもので、国では、令和7年（2025年）までに、各地域の実情に応じてこれを構築するよう自治体等に求めています

図表：地域包括ケアシステムの姿



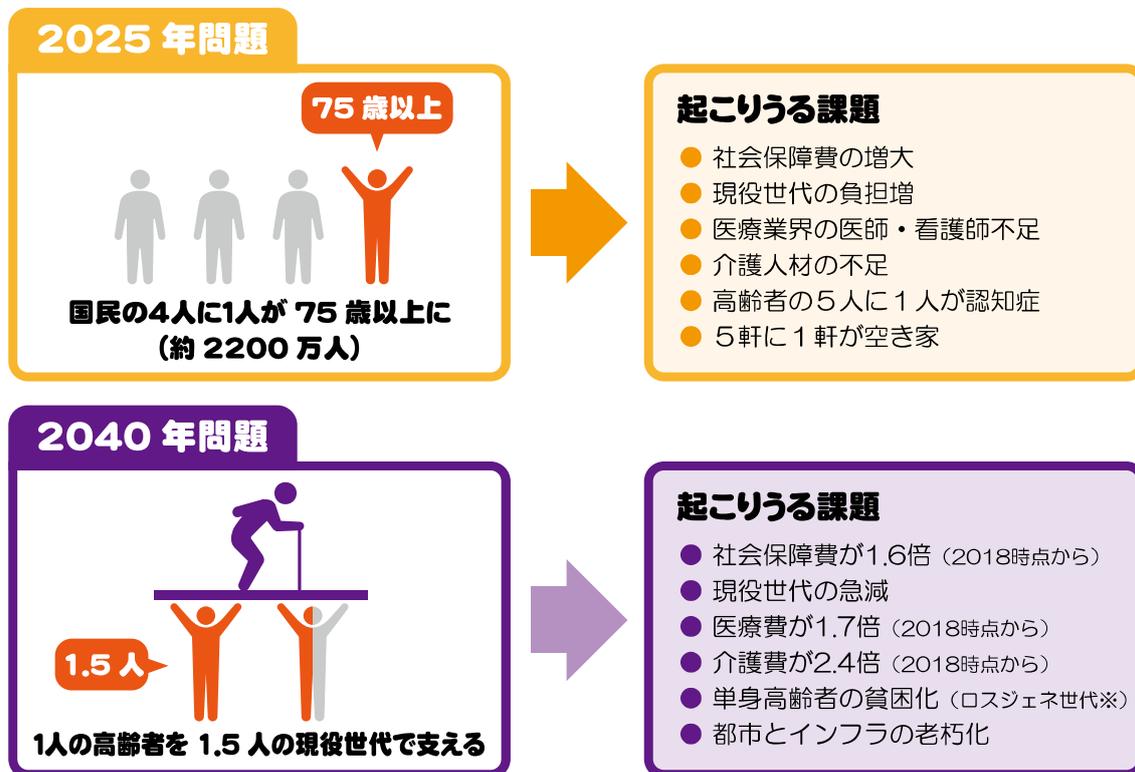
(7) 2025年問題と2040年問題

令和7年(2025年)は、わが国において、団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となり、4人に1人が75歳以上という超高齢社会が到来するとされている年です。

更に、令和22年(2040年)には、わが国の人口は約1億1000万人になり、1.5人の現役世代(生産年齢人口)が1人の高齢世代を支えるかたちになると予測されています(国立社会保障・人口問題研究所、2017年推計、出生率・死亡率中位仮定)。

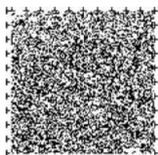
第7期計画までは令和7年(2025年)を見据えての対応が図られてきましたが、第8期計画ではその先、令和22年(2040年)までを見据えた計画の策定が求められることとなります。

図表:2025年問題と2040年問題



※ロス・ジェネレーション世代。日本のバブル経済崩壊後に始まった約10年間の就職難の時代に就職活動をした世代のこと。昭和45年(1970)～昭和57年(1982)頃に生まれた世代が該当し、約2千万人に上る。いわゆる「氷河期世代」。

[出典]内閣府「高齢社会白書」、厚生労働省「認知症施策推進総合戦略(新オレンジプラン)」、(株)野村総合研究所「2018年、2023年、2028年および2033年における日本の総住宅数・空き家数・空き家率(総住宅数に占める空き家の割合)の予測」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」、「内閣官房・内閣府・財務省・厚生労働省「2040年を見据えた社会保障の将来見通し」(平成30年5月21日)、総務省自治行政局「自治体戦略2040構想研究会事務局提出資料<インフラ・公共施設/公共交通>(平成29年12月)」

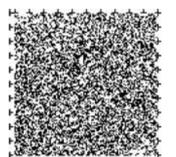
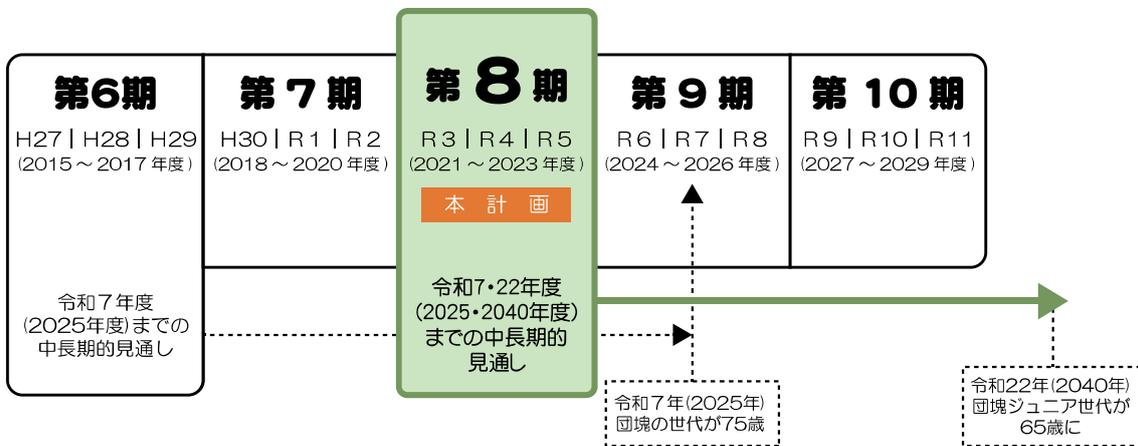


3 計画期間

本計画は、令和22年（2040年）までの長期的な動向を踏まえつつ、第6期介護保険事業計画策定時の基本指針に盛り込まれた「地域包括ケアシステム」の目標や具体的な施策を踏まえ、本市における地域包括ケア計画として、令和3年度（2021年）を初年度として令和5年度（2023年）を目標年度とする3か年計画として策定するものです。

毎年度点検・評価を行い、課題の把握や分析、今後の対応の検討等を行うことで、本計画の実施状況の把握と進行管理を実施します。

図表：計画期間

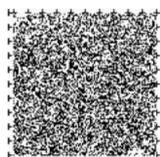
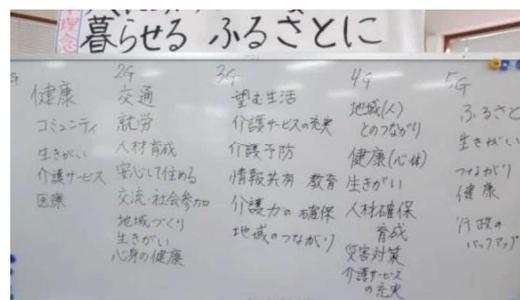


4 計画の策定体制

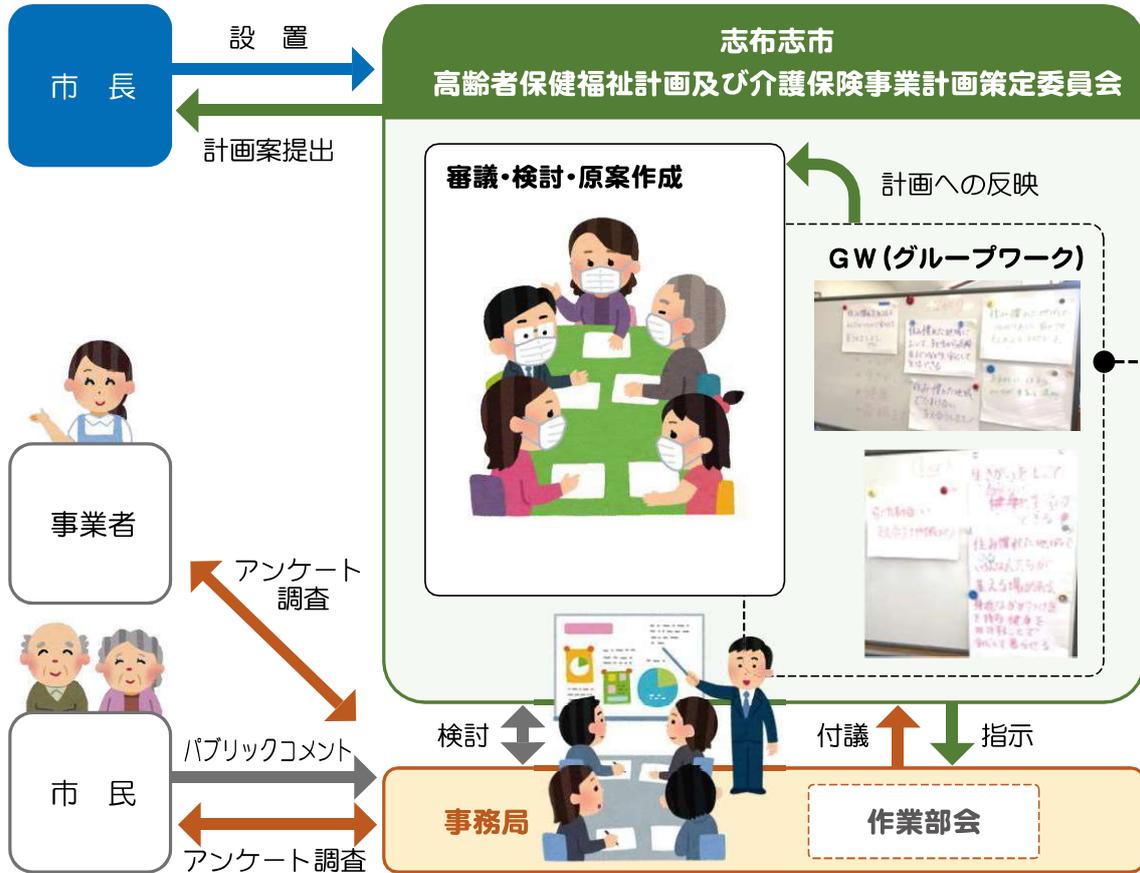
(1) 計画策定委員会の設置

行政機関内部だけでなく、被保険者（地域住民）代表、本市の高齢者保健福祉分野に関わる団体・事業者等で構成する「志布志市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会」を設置し、計画策定委員によるグループワーク等を行い、各地区の実情やそれぞれの立場からの意見を集約し、計画策定委員にて基本理念、基本目標を検討しました。

回数	期 日	議 題
第1回	令和2年 7月1日(水)	①第8期介護保険事業計画の概要について ②志布志市における高齢者の現状について ③介護予防・日常生活圏域ニーズ調査及び高齢者実態調査の結果について ④福祉サービスについて
第2回	令和2年 8月4日(火)	①住宅の確保及び施設入所待機者について ②基本理念について 【グループワーク】基本目標について・住まいをどうするか
第3回	令和2年 9月3日(木)	①第8期計画の基本指針(案)について ②災害に対する備えについて ③交通の確保について ④在宅医療・介護連携について ⑤生活支援サービスについて 【グループワーク】地域で生活するために
第4回	令和2年 10月8日(木)	①介護保険料の収納状況について ②介護(予防)サービス見込量及び介護保険料の推計(1回目)について ③高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施について 【グループワーク】地域で生活するために
第5回	令和2年 11月5日(木)	①第8期計画の項目等について ②人材確保等に係るアンケート結果について ③第7期の評価・第8期の目標について ④基本目標について 【グループワーク】基本目標について
第6回	令和2年 11月24日(火)	①基本目標について ②介護サービスの施設整備について ③第8期計画の項目等について 【グループワーク】基本目標について・地域で生活するために(・人材・手当・施設)
第7回	令和2年 12月24日(木)	①第8期計画の素案について 【グループワーク】素案について
第8回	令和3年 2月4日(木)	①第8期計画の素案について ②その他



図表：計画策定の流れ



図表：グループワーク「地域で生活するために」(第6回策定委員会)

1G 日常生活に困っている人への支援 (福祉 要介護者) 有償サービスの提供、マイコミュニティ

2G 高齢者が住みやすい環境の整備 (成年後見人、介護に必要となる設備) 交通の便、生活利便性の向上

3G ゴミ出し 資源ゴミを収集場所の異なる環境担当に相談、イヨイヨゴミ出し、おやつとゴミサービスの活用

4G 買い物支援 (近所へお買い物) 企業との協賛、高齢者向け割引 (買い物支援) 高齢者向け割引 (買い物支援) 高齢者向け割引 (買い物支援)

5G 手当て額増減の検討、制度の周知、手当て額単純に安い、用品代を手当て額に上乗せを

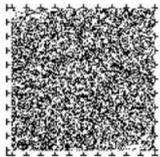
3G 特養者多く増は望まないが人口減や保険料増を望む、見直し検討

2G 高齢者向け割引 (買い物支援)

1G 優良な施設から要望の多い施設へ

4G 手当て額増減の検討、手当て増額、用品代 維持にほしい

1G 人材確保 輪形型への学習制度 (4G) 用品代 国への小冊子等の普及 費用削減 (2G) 手当て増額



(2) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査・高齢者実態調査の実施

令和元年度に、市内に住所を有する 40 歳以上の無作為に抽出した住民を対象に「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査・高齢者等実態調査」を行いました。

① 調査の目的

高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の見直しに当たり、既存データでは把握が困難な高齢者等の実態や意識・意向を確認し、総合的に傾向分析することにより計画策定の基礎資料とするために実施しました。

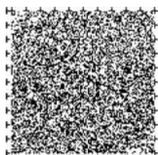
② 調査の概要及び回収状況等

調査種別		一般高齢者調査	若年者調査	在宅要介護(要支援)者調査
調査対象者		65 歳以上の高齢者のうち、要介護認定を受けていない者	40 歳以上 65 歳未満の者のうち、要介護認定を受けていない者	40 歳以上の者のうち、要介護認定を受けている者(在宅)
抽出方法		無作為抽出		
調査期間		令和2年2月～3月		
調査方法		民生委員・児童委員による配布及び回収		地域包括支援センター職員及び居宅介護支援事業所職員による聞き取り調査
回収状況	配布数	516 件	516 件	500 件
	回収数	515 件	509 件	415 件
	回収率	99.8%	98.6%	83.0%

(3) 人材確保等に係るアンケート調査の実施

第 8 期介護保険事業計画の策定に向けての業務や、介護人材確保の検討を行っていくにあたり、市内の介護保険事業所における現状等を把握するために実施しました。

調査対象	調査期間	調査数	回収数	回収率
市内の介護保険事業者	令和2年9月～10月	50 件	30 件	60.0%



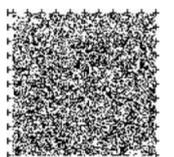
(4) パブリックコメントの実施

令和3年1月に、計画素案を市のホームページと介護保険担当の窓口で公表し、計画内容全般に関する意見募集を行いました。また、市まちづくり委員会で、計画内容の協議を行いました。

(5) 計画の進行管理及び点検

本計画を着実に推進していくため、関係各課及び関係機関がそれぞれの担当する施策の進捗状況を把握・点検します。

施策の進捗状況の点検結果等の評価を行うとともに、サービスの必要量や供給量、質等の動向について、現状把握に努めます。



5 日常生活圏域の設定

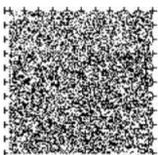
介護が必要になっても住み慣れた地域での生活を継続するためには、福祉施設や医療機関などの施設整備や介護保険サービスを充実させることはもちろん、住みやすい「住まい」や他の公共施設、交通機関、そしてこれらの地域資源をつなぐ人的ネットワークが重要となります。このような地域資源を高齢者の生活する範囲内で有機的に連携させ、地域ケアの充実を図ります。

また、基盤整備においても市全域を単位として、個々の施設を整備する「点の整備」ではなく、身近な生活圏域に様々なサービス拠点が連携する「面の整備」が求められています。本計画においては、なるべく高齢者にとって身近で、そして親しみのある地域であること、また人口規模や交通事情、公的サービス提供基盤、介護保険施設の整備状況等を勘案し、これまで設定してきた4圏域を、第8期計画では旧町単位である3圏域として設定します。

図表：日常生活圏域の状況

日常生活圏域	面積	総人口	高齢者数	高齢化率	要介護(要支援)認定者数
1 松山圏域	49.81 km ²	3,874 人	1,617 人	41.7%	313 人
2 志布志圏域	142.42 km ²	16,250 人	5,545 人	34.1%	983 人
3 有明圏域	98.05 km ²	10,566 人	3,713 人	35.1%	636 人
計	290.28 km ²	30,690 人	10,875 人	35.4%	1,932 人

[出典]住民基本台帳(令和2年10月1日現在)



■ 地域密着型サービスの整備状況（第7期末時点）

		認知症対応型 共同生活介護		地域密着型特定施設 入居者生活介護		小規模多機能型 居宅介護		地域密着型介護老人福祉 施設入所者生活介護	
		箇所数	床数	箇所数	床数	箇所数	床数	箇所数	床数
1	松山圏域	1	18	0	0	1	25	0	0
2	志布志圏域	4	72	1	20	1	25	1	14
3	有明圏域	2	27	1	20	0	0	0	0
	計	7	117	2	40	2	50	1	14

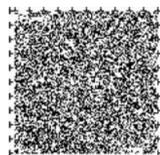
		認知症対応型 通所介護	定期巡回・随時対応 型訪問介護看護	地域密着型 通所介護
		箇所数	箇所数	箇所数
1	松山圏域	0	0	0
2	志布志圏域	1	1	1
3	有明圏域	0	0	3
	計	1	1	4

■ 施設・居住系サービスの整備状況（第7期末時点）

		介護老人福祉施設		介護老人保健施設		介護医療院		特定施設入居者 生活介護	
		箇所数	床数	箇所数	床数	箇所数	床数	箇所数	床数
1	松山圏域	1	65	0	0	0	0	1	50
2	志布志圏域	1	81	1	86	1	29	1	57
3	有明圏域	1	50	1	86	0	0	1	30
	計	3	196	2	172	1	29	3	137

■ 住宅型有料老人ホーム及びサービス付き高齢者住宅の整備状況（第7期末時点）

		住宅型 有料老人ホーム	サービス付き 高齢者住宅
		箇所数	箇所数
1	松山圏域	1	0
2	志布志圏域	2	0
3	有明圏域	3	0
	計	6	0



6 適応力の高いサービス提供体制の確立

令和2年、新型コロナウイルス感染症の世界的な感染の拡大により、鹿児島県内や本市においても感染者が発生しました。このことにより、地域の集まりが抑制されたり、高齢者のサービスの利用が控えられたりするなどの影響も出ています。

新型コロナウイルス感染症のワクチン接種を受けるにはまだ時間がかかると想定され、また新たな感染症も発生する可能性に鑑み、ウイルスと共存しつつ社会経済活動を行っていく必要があります。

そのためにも、感染拡大を予防する「新しい生活様式」を定着させていくことが重要です。安心して「必要な方」が「必要なサービス」を利用できるよう、マスクの着用、手洗い・手指の消毒、「3密（密閉、密集、密接）」の回避などの感染予防対策を徹底したサービス提供を行うため、鹿児島県や関係機関と連携しながら提供体制の確立を進めます。更に継続したサービスの提供のため、介護者の感染や濃厚接触者となった場合の支援体制についても整備を検討し、令和2年1月改定の「志布志市新型コロナウイルス等対策行動計画」とも調和を図ります。

感染予防対策を取り入れた日常生活において、高齢者の外出控えや見守りや安否確認体制の強化などの新たなニーズが発生する可能性もあります。これらの新たなニーズに対応していくために、必要とされる支援を検討していきます。このように、感染症や災害などの困難な状況に対しても、柔軟に適応するサービス提供体制の確立を目指します。

